

議案第45号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和元年6月10日提出

清水町長 阿部 一 男

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年清水町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出し中「利率」の次に「及び保証人」を加え、同条中「据置期間中は無利子とし据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント」を「無利子」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。
- 3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「（又は半年賦償還）」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第13条第1項」の次に「及び」を加え、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。